

## (2)被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況はさまざまですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

### 【殺人等遺族への対応】

#### (特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、被害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じことがあります。

#### (対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働くなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、さまざまな手續が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

#### ●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。状況により、警察での手続きが必要になります。

## ●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないようにするための措置や遺体を搬送するための経費の一部を公費で負担する制度があります。

(問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室 (P. 77)、  
海上での事件、事故については海上保安部 (P. 78)

## ●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなつたことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 国民健康保険・国民年金……市町村国民健康保険・国民年金担当課 (P. 182~194)  
健康保険……………全国健康保険協会(奈良支部) (P. 142)  
厚生年金……………年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 142)

※その他、不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

## ●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなって相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内に相続税について申告と納税を要する場合があります。

(連絡先) 税務署 (P. 142)  
(相談先) 弁護士会 (P. 92)、司法書士会 (P. 93)

経済的支援として、以下のような制度があります。

### ★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。（給付金の全部または一部が支給されないこともあります。）

(問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 77)、警察署警務課（警察署一覧 P. 165~166）

### ★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18 歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 59)

### ★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 142)

共済年金……各種共済組合

※不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し奨学金が給付されるほか、犯罪被害の相談もできます。

(連絡先) 公益財団法人犯罪被害救援基金 (P. 83)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 弁護士会 (P. 92)、法テラス奈良 (P. 80)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（B P O）」【連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330】に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」【FAX:03-3291-1220】に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 弁護士会 (P. 92)、法テラス奈良 (P. 80)

## 【暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応】

### (特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合が多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### (対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

#### ★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室 (P. 77)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

##### ●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額が給付されます。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会（奈良支部）(P. 142)

市町村（国民健康保険）(P. 182～194)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

#### ★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が還付される場合があります。

(連絡先) 税務署(P. 142)

#### ★自立支援医療費支給制度

精神通院（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として 1 割になります。

(連絡先) 精神通院、更生医療……市町村(P. 59)

育成医療……………保健所(P. 104)

通院している医療機関

### ★心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成

心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

### ★子ども医療費助成

小学校就学前の乳幼児（0歳）～小・中学校までの児童（義務教育）が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

### ★ひとり親家庭等医療費助成

配偶者のない父・母などで18歳未満の児童を養育している人とその児童等が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

### ★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 77)、  
警察署警務課（警察署一覧 P. 165～166）

### ★特別障害者手当

20歳以上の在宅重度重複障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当が支給されます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

### ★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

### ★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額が所得金額から控除されます。

(連絡先) 税務署 (P. 142)

## ★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村(P. 59)

## ★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 142)

共済年金……各種共済組合

※不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

## ★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 市町村障害福祉担当課 (P. 182~194)、

指定障害福祉サービス事業者

(事業者は、奈良県障害福祉課 HP に掲載 <http://www.shienhi.jp/>)

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

## ★特別児童扶養手当

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給されます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

## ★障害児福祉手当

20歳未満の在宅重度の障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方に対して支給されます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 奈良県警察本部暴力 110 番【電話】0742-25-0110、

奈良県警察本部組織犯罪対策課 (P. 75)、

警察署刑事課 (警察署一覧 P. 165~166)

(奈良警察署・橿原警察署・高田警察署は刑事第二課)、

公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター (P. 139)

## 【交通事故に遭った人への対応】

### (特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

### (対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

#### ●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

#### ●警察への診断書提出

交通事故だけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱ができません。事故当時はけがに気付かなかつたが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たつては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

### (連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくと、相談がスムーズに進む場合があります。

### (連絡先)

奈良県交通事故相談所 (P. 131)、奈良県交通安全活動推進センター (P. 131)

公益財団法人日弁連交通事故相談センター (P. 132)、

公益財団法人交通事故紛争処理センター (P. 133)、

一般社団法人日本損害保険協会 (P. 134)

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 135)

経済的支援として、以下のような制度があります。

### ★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。  
(連絡先) 損害保険会社

### ★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。  
(連絡先) 公益財団法人交通遺児育英会 (P. 138)

### ★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満13歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 136)

### ★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (N A S V A) (P. 137)

### ★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 136)

### ★激励金給付、交通遺児激励事業

交通・自然災害により、父又は母を失った児童に対し、激励金の支給及び交通遺児激励事業を行います。

(連絡先) 社会福祉法人社会福祉協議会 (P. 105)

## 【性犯罪に遭った人への対応】

### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.5「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、女性被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

### (対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、奈良県性暴力被害者サポートセンターや(公社)なら犯罪被害者支援センターに相談することを勧める必要があります。

### <警察への届を出す場合>

#### ●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合でも、本人の精神的な負担を軽減するため、届出を強いたり、本人に一任したりするがないようにしなければなりません。警察では、本人の希望に応じて、人目に付かない部屋での事情聴取や希望する性別の警察官による対応等をしています。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 77)、捜査第一課

#### コラム ー親告罪ー

これまで、性犯罪は、親告罪にあたるため、告訴がなければ起訴できませんでした。しかし、平成29年の刑法の一部改正により、被害対象を「女性」から「性別問わず」にそれぞれ拡大されるとともに、強姦罪(改正後「強制性交等罪」と改められています。)、強制わいせつ罪、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等は、親告罪ではなくなり、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

#### ●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品(当時着ていた服など)の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい」等の希望を受け、事情聴取の時間や場所、担当者の性別に配慮したり、被害状況を再現する必要がある場合にはダミ一人形を使用するなどしています。

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

### ●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、緊急避妊薬の服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察では、診断書料、初診料、性感染症検査費用、緊急避妊措置料を公費で負担する制度を設けています。

(連絡先) 産婦人科（日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>）

(公費負担制度の問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室

### ●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に届出することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

### ●病院への付添い

警察では、産婦人科等病院での受診の際、女性警察官等が付添います。

<警察への届出を迷っている場合>

### ●関係機関との連携

#### ◆奈良県性暴力被害者サポートセンター

性暴力の被害からの心身の回復を支援するため、電話・面接による相談を行う他、被害者の意思を尊重しつつ、警察や医療機関等につなぎ、希望により、同行支援等の個々に応じた支援を行っています。

また、警察への届出をためらわれる場合、警察と同等の医療費の公費負担に加え、法律相談、カウンセリングの公費負担を行っています。

#### ◆公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

性暴力の被害からの心身の回復を支援するため、奈良県産婦人科医会と連携し、性暴力被害専用電話S A R A S Aを設置しており、電話・面接による相談や、産婦人科受診への付添支援を行っています。さらに、法律相談、カウンセリング費用などの費用の負担を行っている他、医療的支援・同行支援など個々に応じた支援を行っています。

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

### ★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、臨床心理士や親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 付添い…………… (法廷のみ) 検察庁 (P. 88)、

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 82)

奈良県性暴力被害者サポートセンター (P. 122)

遮へい措置等…………各裁判所 (P. 84~88)

被害者に関する情報の保護………検察庁 (P. 88)

## 【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

### (特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」と責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

### (対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問い合わせは適切ではありません。

### 緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておくと、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、奈良県中央こども家庭相談センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(問合せ先) 管轄警察署、奈良県中央こども家庭相談センター (P. 120)、  
医療機関 (P. 107)

**緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。**

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時に  
おける安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、  
所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、  
そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、一時保護についての  
情報提供を行います。奈良県中央こども家庭相談センターでは、保護命令申立てや住民  
基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 奈良県中央こども家庭相談センター (P. 120)、福祉事務所 (P. 103)、  
市町村配偶者からの暴力被害に関する窓口 (P. 182~194)

**再被害防止のためには、以下のような制度があります。**

**★保護命令**

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁  
止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の  
罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁  
止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子  
どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てができる。再度の申立て也可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てが可能  
る場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実  
効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てができるようになった。

(問合せ先) 管轄警察署、奈良県中央こども家庭相談センター (P. 120)、地方裁判所  
(P. 84)

**★住民票の写しの交付等の制限**

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、  
住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長  
が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、奈  
良県中央こども家庭相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。  
(連絡先) 市町村 (P. 59)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

### ●就労や能力開発に関する相談

求職者の状態に応じた相談・援助を行います。

(連絡先) ハローワーク (P. 113)

ポリテクセンター奈良 (P. 115)

奈良県しごと i センター (P. 119)

### ●公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練をあっせん・実施しています。

(連絡先) ハローワーク (P. 113)

ポリテクセンター奈良 (P. 115)

### ★母子家庭等就業・自立支援事業

奈良県スマイルセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの就業支援サービス等を提供します。

(連絡先) 奈良県スマイルセンター (P. 127)

福祉事務所 (P. 103)

### ★母子・父子自立支援プログラム策定等事業

奈良県スマイルセンター等において、児童扶養手当を受給されている方を対象に、プログラム策定員との面接相談を行い、一人ひとりのケースに応じた就職までの自立支援プログラムを作り、ハローワークや福祉事務所等と連携して就業までをサポートします。

(連絡先) 奈良県スマイルセンター (P. 127)

福祉事務所 (P. 103)

### ★高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として、「訓練促進給付金」が給付されます。また、入学前にご相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」が支給されます。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

### ★自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

## 【ストーカー被害に遭った人への対応】

### (特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかつたことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等
- ②監視していると思わせるような事項を告げる行為
- ③面会、交際等の要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ送信
- ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を害する事項を告げる行為
- ⑧性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

### (対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
  - イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
  - ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
  - エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
  - オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
- (窓口) 管轄警察署

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

### ★警察からの警告等

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者へ「警告」や「禁止命令」を行うことができます。また、「警告」や「禁止命令」の申出以外にも、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めるできます。

(窓口) 管轄警察署

### ★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P. 36）

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、奈良県中央こども家庭相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村(P. 59)

### ●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

## 【虐待された子どもへの対応】

### (特徴)

子どもへの虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)」により保護者が子ども(18歳未満)に対して身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子どもへの虐待は、子どもの心身の成長・発達に深刻な影響を与えるばかりか、時には生命さえ奪ってしまいます。具体的な虐待の影響は、低身長や低体重を引き起こしたり、運動やことばの発達の遅れを生じさせたり、対人関係がうまくとれなくなったりします。さらには、非行につながったり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる精神症状を引き起こす場合もあります。これらは子どもの人格形成に著しい影響を与え、自尊心を低下させ、円満な人間関係を築きにくくさせるなど子どもの自立を阻害します。子どもへの虐待は大人一人ひとりが子どもの命と安全を守る視点をもち、あらゆる機関・団体がセーフティーネットを構築し、早期発見、早期対応することが重要になります。

### (対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村の子ども相談窓口や福祉事務所、奈良県こども家庭相談センター(児童相談所)に連絡通告しなければなりません(児童虐待防止法第6条)。

すべての国民は子どもへの虐待の早期発見に努めなければならず、子どもの安全を守るために通告が必要です。虐待を知った、もしくは虐待を疑った機関・団体は担当者個人や一機関で判断せず、速やかに市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会等に連絡して、役割分担に基づいた調査・対応が大切です。なお、通告を受けた機関は通告者の秘密を守らなければなりません(児童虐待防止法第7条)。

#### ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は、詳細に聞き取ったり、事実を確認しようとせず、奈良県こども家庭相談センター等に通告し対応を協議してください。

#### イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、虐待者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを複数人で冷静かつ客観的に判断し、速やかに市町村の児童虐待窓口に通告してください。

(連絡先) 市町村子ども相談窓口 (P. 153~154) 市町村教育委員会 (P. 129)、

市町村児童虐待に関する窓口 (P. 182~194)

奈良県中央こども家庭相談センター (P. 124)、福祉事務所 (P. 103)

### コラム 一守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

**生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。**

尋常でない子どもの泣き叫ぶ声や、子どもが大けがをしているなど、市町村や奈良県こども家庭相談センターに通告していくは生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

**通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。**

#### ア) 調査

児童虐待の通告を受理した市町村等は、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要があると市町村が判断した場合は、奈良県こども家庭相談センターに送致されます。奈良県こども家庭相談センターは必要に応じて一時保護を実施します。時には保護者に対し子どもへの通信・面会が制限される場合があります。

#### イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

#### ウ) 親子分離が必要な場合

奈良県こども家庭相談センターによる里親への委託や児童養護施設等への入所等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が施設入所措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより施設入所措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、さまざまな機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

**コラム 一親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—**

親権の中の一つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

## 【虐待された高齢者への対応】

### (特徴)

高齢者虐待とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)」(平成18年4月施行)に基づき、養護者(在宅高齢者の介護を行う家族等)及び養介護施設従事者等(施設や居宅サービス等の職員)による高齢者(65歳以上)に対して行われる、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為をいいます。法律の目的として、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者自身への支援措置(負担軽減等)が定められています。

高齢者虐待は、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識がない場合が多く、また親が子を思うが故に虐待の事実を隠そうとするもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい現状があります。

### (対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者及び虐待を受けた高齢者は、速やかに市町村の高齢者福祉の窓口、地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

#### ア) 養護者による虐待の通報等について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村等への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません(第7条)。虐待を受けた高齢者自身も市町村等に届け出ることができます(第9条)。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならないと規定されています(第5条)。特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

#### イ) 養介護施設従事者等による虐待の通報等について

養介護施設従事者等職員は、その業務している施設等において職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかな市町村等への通報義務があります。その他、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村等への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません。虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます(第21条)。

また養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません(第21条第7項)。

#### ウ) 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村等職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課されています（第8、17、23条）。

（連絡先）高齢者虐待に関する相談窓口（P. 158～163）

養護者による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において以下のような対応がされます。

#### ア) 事実確認・立入調査・警察への援助要請

市町村等は、高齢者虐待の通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。虐待の種類や程度、事実や経過、安全確認と身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集の他、訪問面接を行い、客観的に確認します。

また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるにも関わらず確認や介入が困難な場合には、行政権限として立入調査を実施することができます（第11条）。その際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し、必要に応じて援助要請することができます（第12条）。

#### イ) 援助方針の決定・援助の実施

事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

保護・分離の手段として、①契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）、②老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置（第10条）があります。

#### ウ) 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法として、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています（第9条）。

#### エ) 養護者支援

養護者は、介護疲れやストレスを抱えている、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等のさまざまな要因の結果、虐待に至ります。虐待者に男性（息子や夫）が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がないことによる孤立等が重なり合います。

そのため、認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります（第14条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において  
以下のような対応がされます。

ア) 事実確認

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町村が行います。対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同様です。また、県とも連携して事実確認を行います。

イ) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告微収を受けて事実を確認します。虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、指導を行い、改善を図るようにします。指導に従わない場合は、老人福祉法・介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消処分等の権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります（第24条）。